

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和4年3月31日

公益社団法人長崎県看護協会

会長 西村 伊知恵

女性の就業継続を促進し、さらに活躍できる職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

計画期間：令和4年4月1日～令和6年3月31日までの2年間

目標1：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり 平均年間 10日以上とする。

<対策>

- 令和4年5月～ 前年度の年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和4年6月～ 前年度の事業部・事業所ごとの取得状況を取りまとめ、今年度計画的に取得できるよう、各部・各事業所の管理職に対して、定期的な職員の取得状況の報告と取得促進についての指導を徹底する。
- 令和4年11月～ 今年度計画的に取得できているかの中間取得状況を確認し、各職員へ取得を促進する。
- 令和5年5月～ 1年間の取得状況を集計し、目標に達した職員は、次年度も維持できるよう、また目標に達しなかった場合は、問題点を話し合い、次の1年間の取り組みにつなげる。

▶▶▶女性の活躍に関する情報公表

【管理職に占める女性労働者の割合 92.3% (R4.10.1 現在)】